

令和 2 年度  
事業計画書

社会福祉法人 青松会  
児童養護施設 清光学園

〒028-3101  
岩手県花巻市石鳥谷町好地第4地割80番地13

TEL : 0198(45)5173  
FAX : 0198(45)5945  
E-Mail: seikougakuen@seikougakuen.jp  
WEB : www.seikougakuen.jp

# 1 基本理念及び基本方針

## 【法人の理念】

### 「調和」

- (1) 調和の取れた児童の育成
- (2) 地域との調和のとれた施設運営
- (3) 全ての役職員の調和の取れた養育

## 【法人の基本方針】

- (1) ガバナンス（組織統治）の確立  
理事会を活性化するとともに、評議委員会を設置し、組織的な法人・施設運営に努めます。
- (2) コンプライアンス（法令遵守）の徹底  
法令やルールに沿った法人・施設運営を行います。
- (3) 社会に対する説明責任の徹底  
ホームページや施設内掲示により情報を開示し、利用者や市民への説明責任を果たします。
- (4) 公益的な取り組みの推進  
地域の福祉ニーズに沿った公益的な事業に取り組み、福祉のまちづくりに貢献します。
- (5) 職員育成の充実  
体系的な研修プログラムを構築し、職員の資質向上に努めます。

## 【施設の基本理念】

### 「和の心と使命感をもって、たくましく思いやりのある児童を育成する」

## 【施設の基本方針】

- (1) 子どもたちの最善の利益を基本に養護を行います。
- (2) 子どもたちの権利を守り、生きる力を育みます。
- (3) 職員は一つとなり、子どもたちとともに歩み、ともに成長します。
- (4) 子どもたちにとってより家庭的な養護に努めます。
- (5) 地域における子育ての支援に努めます。

## 2 事業の目的

児童福祉法第41条の規定に基づいて、入所措置された児童を深い愛情と専門的知識技術をもって、人間性豊かで心身ともに健全で、調和がとれた社会人となるように養護育成することを基本とする。

## 3 施設の沿革

昭和53年9月18日	社会福祉法人 青松会 設立認可(厚生省収児第360号)
昭和53年10月9日	法人設立登記
昭和54年4月1日	養護施設 清光学園 事業開始(定員30名)
昭和55年12月25日	体育館建設(日本自動車振興会補助事業)
昭和59年7月5日	洗濯室乾燥棟建設(岩手県福祉基金補助事業)
昭和60年8月5日	ピアノ他楽器整備(日本生命財団)
昭和61年7月13日	清光学園増築事業開始(日本船舶振興会補助事業)
10月30日	適合基準認定の一部変更認可(定員30→50名)
平成23年4月1日	分園型小規模グループケア「明光園」開設(定員8名)
平成26年4月1日	地域小規模児童養護施設「みずきホーム」開設 定員変更認可 本園33名 分園型小規模グループケア8名 地域小規模児童養護施設6名 計47名
平成27年4月1日	定員変更認可 本園32名 分園型小規模グループケア8名 地域小規模児童養護施設6名 計46名
平成30年6月14日	新園舎建築工事着工(次世代育成支援対策施設整備交付金)
平成31年4月1日	園舎移転 「スピカ」「シリウス」「ペガサス」「オリオン」の4ユニット(定数32名)での本園型小規模グループケアを開始

## 4 施設の概要

(1) 施設名	児童養護施設 清光学園
(2) 所在地	岩手県花巻市石鳥谷町好地第4地割80番地13
(3) 設置経営主体	社会福祉法人 青松会
(4) 開所年月日	昭和54年4月1日
(5) 敷地面積	2,317,41㎡
(6) 建物	鉄骨造
	1階 690.70㎡
	2階 650.11㎡
	物置 11.23㎡

### (7) 地域分散型ホーム

① 地域小規模児童養護施設 「みずきホーム」	
所在地	花巻市石鳥谷町中寺林7-64-1
住居	木造/亜鉛メッキ鋼板葺 2階建て (法人所有)

延べ床面積 82.80㎡

②分園型小規模グループケア 「明光園」

所在地 花巻市石鳥谷町北寺林10-188-3

住居 木造/鉄板葺 2階建て (賃貸)

延べ床面積 191.40㎡

(8) 入所定員 本園32名 小規模グループケア8名

地域小規模児童養護施設 6名

計 46名

## 5 職員・組織

(1) 職員の配置

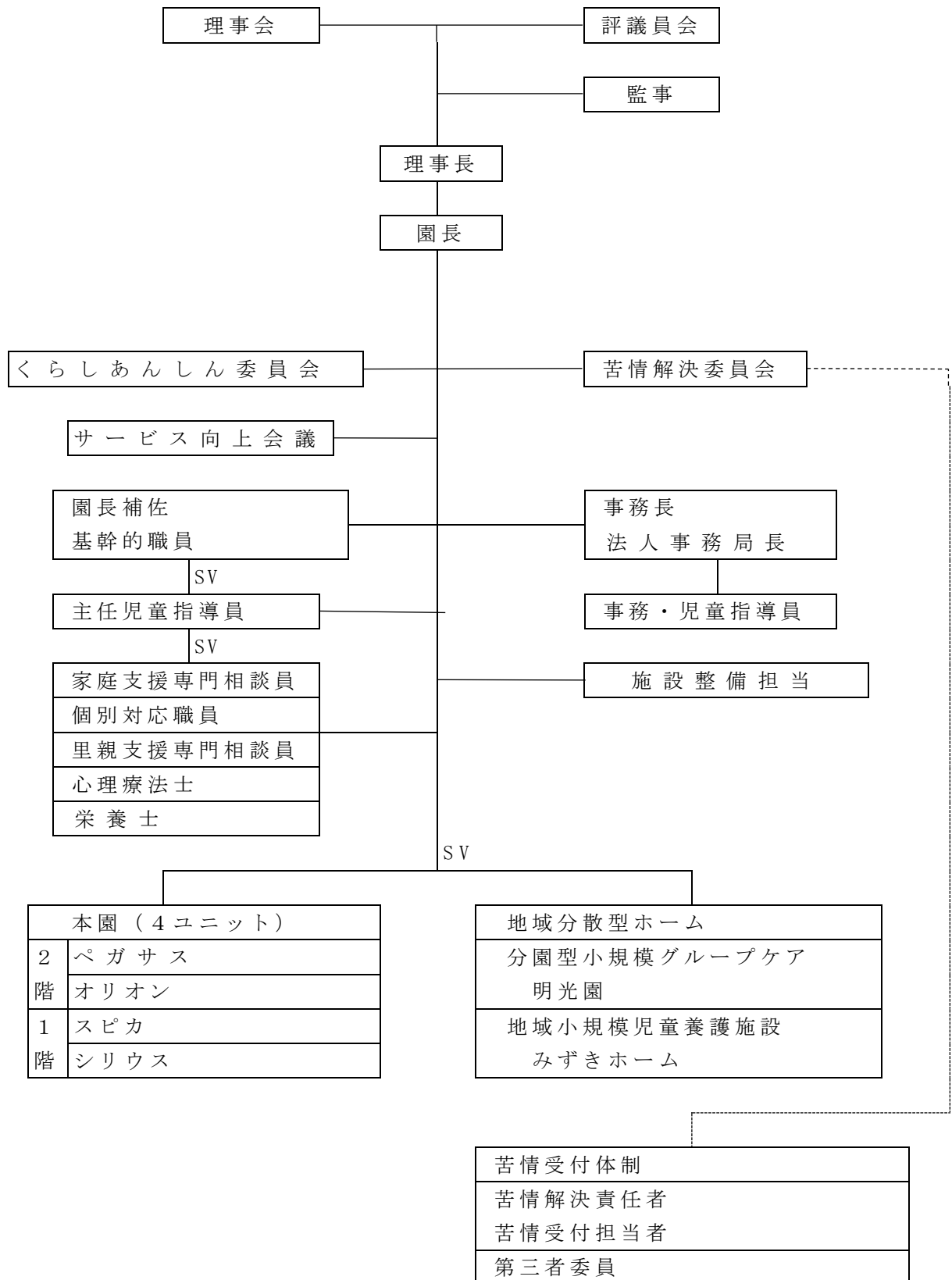
令和2年4月1日予定

職名・職種	本園	明光園	みずきホーム
園長	1		
園長補佐	[1]		
事務長	1		
事務員	[1]		
家庭支援専門相談員	1[1]		
里親支援専門相談員	1		
個別対応職員	1		
心理療法士	1		
主任児童指導員	1		
基幹的職員	[1]		
児童指導員	5[2]	1	1
児童指導員補助	[3]([1])		
特別指導員			1
保育士	9[1](2)	2	2
栄養士	[1]		
調理員	[3]([1])		
宿直専門員	(1)	(1)	(1)
相談役兼施設整備担当	(1)		
嘱託医	1		
会計指導監査員	1		
計	34	4	4

( ) 臨時職員 [ ] 兼務

(2) 組織系統図

令和2年4月1日予定



SV・・・スーパーバイズ（監督・指導・助言）

## 6 重点課題

### (1) 経営基盤の安定化

昨年度は新園舎でのユニット制がスタートとなり、児童、職員ともに慣れない環境の中でより家庭的な養育を具現化させるために模索した一年であったため、今年度は昨年度の経験を踏まえながら、個別的な関わりをより重視し、家庭的な環境の中で児童一人ひとりが主体的に生活し、自己肯定感、自立心が促進される体制を構築する。

### (2) 人材育成

被虐待児が入所児童の3分の2以上を占め、支援が難しい児童や発達障害児が増加しており、このような現状での養育として、児童と職員の良い関係の構築や問題行動への対応など、より高い専門性が求められている。個々の資質向上と施設全体の専門性の向上を目指し、人材育成のベースとしてホーム内でのOJT及び各ホームへのスーパービジョン体制を確立し、風通しの良い職場環境を構築する。

### (3) 中長期計画の策定

新しい社会的養育ビジョン及び昨年度策定された岩手県社会的養育推進計画に基づき、計画的に施設機能の多機能化、高機能化が進められるよう、10年を計画期間とした中長期計画を策定する。策定にあたっては全職員参画のもとに行い、目指すべき社会福祉施設像を共通認識する。

### (4) 第三者評価の受審

前回受審した結果を踏まえ、問題点の改善に取り組むとともに、改めて全項目を見直し施設運営の質の向上を図る。

## 7 運営方針

### (1) 施設運営

昨年度より本園型小規模グループケア4ユニット制（1ユニット8名、32名定員）となり、分園型小規模グループケア「明光園」及び地域小規模児童養護施設「みずきホーム」を含めすべての養育単位が小規模グループケアとなったことにより、今まで以上に「できる限り良好な家庭的環境」を職員全員が意識し、単に、虐待やネグレクトのない良好な生活基盤というだけではなく、逆境体験や離別・喪失による傷つきからの回復を促進する生活基盤を構築する。

職員組織においては孤立を防ぐためにチームでの取り組みを意識させるとともに、階層別に相談、助言がしやすい関係性及び体制を構築する。また、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るとともに、児童養護施設運営指針を基本として社会のニーズに的確に対応できるよう施設運営を図る。

旧園舎については解体に着手するとともに、跡地活用について検討を進める。

### (2) 職員連携体制

園内LANシステムにより、パソコンで情報閲覧や記録の書き込みを行い共有している。引き継ぎ事項や連絡・報告事項においても、口頭だけではなく、システム

に書き込みを行うことにより、確実な情報共有を図っていく。

また、事業計画で示した各部門の養育目標に基づく諸計画の策定及び実施並びに反省についての定例会議を行なうほか、各ホームでのホーム会議及びリーダー会議を行う。定例会議以外にも状況に応じて個別ケース検討会議を開催し、ケースの抱え込みを防ぐとともに、チームでの対応を意識づけていく。討議内容はシステム内に書き込むことにより、全体での共通理解を図る。

自立支援計画の策定については、各担当が作成したものをホーム会議及び全体会議で精査し、児童それぞれの問題並びに課題並びに支援方針を共有する。共有した課題及び支援方針を個々の児童支援に生かし、チーム単位で自立に向けた支援を行う。また、策定した自立支援計画は定期的に評価、見直しを行うことにより、質の高い支援を目指していく。

### (3) 養育の標準化

支援について標準的な実施方法を文書化し職員が共通の認識を持って行えるように、各種要領やマニュアルをまとめた「業務の手引き」を整備する。整備した「業務の手引き」は各ホーム及び明光園、みずきホームに設置し、全職員が統一した支援を行えるようにするとともに、個々の子どもにあった支援については「業務の手引き」と照らし合わせながらチームとして検討し、画一的な支援にならないように取り組んでいく。

### (4) 職員資質の向上

新しい社会的養育ビジョンに基づく施設の多機能化・機能転換（入所ケアの高度化、家庭復帰児童養育支援機能、一時保護・ショートステイ・トワイライトステイ、フォスタリング機関事業、児童家庭支援センターなど）に対応出来る職員を育成するため、階層別・職種別に各種研修会等に積極的に職員を受講させる。

また、児童への適切な支援の充実や経営意識の向上にも努めるとともに、研修報告会や職員同士で様々な養育場面を想定した対応検討会を定期的実施し、職員全員のスキルアップを目指す。

資格取得の啓発を行い、職員の専門性を高めていく。

#### ※ショートステイ

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。

#### ※トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

#### ※フォスタリング機関事業

里親が、子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるようにすべく、里親制度に対する社会の理解をより一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなって一貫して担う。

#### ※児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する過程その他からの

相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

#### (5) 働きやすい環境作り

職員面談やアンケートにより職員の意向を把握するとともに、メンタルヘルス不調を未然に防ぐため、将来的に全職員のストレスチェックの実施を検討していく。

#### (6) 災害防止

児童の安全を確保するため、安全衛生点検の担当者を定め、徹底を図るとともに、非常時に備えて万全を期する。

年間防災計画に基づき、防災器具の点検を実施する。また、担当者を定め年間計画に基づく月1回以上の避難訓練を実施する。

#### (7) 里親委託の推進

里親支援専門相談員を中心とし、児童相談所、市町村、里親会等関係機関と連携して、里親制度の普及及び里親委託の推進を図る。今後は国の方針として里親委託が優先されることとなるが、施設と里親が協働して社会的養育を行うことが出来るよう、週末里親などの開拓を進めていくとともに、里親サロンや研修会の開催など、里親への支援、関係作りを深めていく。

#### (8) 地域貢献への取り組み

社会福祉法人に求められている地域社会に貢献する取り組みとして、養育に大きな課題や困難がある家庭に対し、行政と連携し、ショートステイ事業やトワイライト事業等により積極的な支援に努める。

経済的に困窮する者への支援は、岩手県社会福祉法人経営者協議会によるいわて・あんしんサポート事業に継続して参加し、所属する相談員及び社会福祉協議会担当者と連携し、経済的困窮者の支援に努める。

地域住民の要望に応じて園内地域交流室を開放し、地域のニーズに応じていく。また、施設見学や講演依頼を積極的に受け入れ、地域の社会的養護への意識を高めていく。

#### (9) 苦情解決

社会福祉法第82条の規定により、児童や保護者などからの要望や不満、苦情に対し、適切な解決に努めることを目的とし、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努める。

#### (10) 虐待防止

くらしあんしん委員会による2か月に1度の聞き取りを継続し、虐待の未然防止及び早期発見に取り組むとともに、「やってはいけないこと」を具体的に書面に



表し配布、読み聞かせをすることにより、虐待に対する意識啓発を図る。

#### (11) 実習生の受け入れ

将来の人材育成という観点を持ち、養成校での理論だけではなく、施設での現場実習を通して理論と実践を総合的に学ぶ機会を提供する。今年度からは保育実習の他に社会福祉士実習も受け入れることとなるため、必要な専門性・能力のみならず、他機関とも連携しながら重層的な相談支援体制を学ばせていく。

## 8 児童支援

社会的養護を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもたちの幸せと心豊かで健やかな発達を保障し、自立を支援するとともに、養育に困難を抱える子ども家庭への支援を行う。

### (1) 子どもの権利擁護

① 子どもの処遇に当たっては、子どもの持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することを基本とする。また、子どもの発達段階に応じて、その意見は十分尊重する。

### (2) 個別化と家庭的養護の推進

- ① 命の尊さ（生命の尊厳）を認識し、一人ひとりの個人を尊重した処遇を行う。また、その処遇に当たっては子どもに対する受容的・支持的関わりを心掛け、個々の子どもの気持ちを汲み取るよう努める。
- ② 個人が集団の中に埋もれることのないよう子ども一人ひとりの自立支援計画を策定し、支援目標や支援方法などを明確にする。
- ③ 里親の育成のための支援や連携により、家庭養護の充実に努める。

### (3) 施設運営発達の保障と自立支援

- ① 生活指導、学習指導、職業指導を通じて、子ども期の健全な発達の保障と自立した社会生活に必要な基礎的な力の形成を目指す。
- ② 心身ともに豊かな子どもの育成を目指し、子どもの主体性、創造性を尊重した養育を確立するとともに、自立心の涵養を図る。

### (4) 回復を目指した支援

- ① 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復を目指し、心理療法による心のケアやマンツーマンの対応を心掛ける。また、大切にされる体験を積み重ねることで信頼関係や自己肯定感（自尊心）を育む。

### (5) 家族との連携・協働

- ① 子が親を想う心を思い、子どもとその親との関係を大切にしたい支援を行う。また、親と連携した子どもへの支援に努める。
- ② 子どもの早期家庭復帰と虐待の再発防止に向け、家庭の養育機能の回復支援、親子間の関係性のゆがみの修復など、家庭環境の調整、親子関係の再構築支援に努め

る。

#### (6) 地域における子育ての支援

- ① 核家族化や人と人との繋がり希薄化など子育てしづらい状況を踏まえ、地域における養育に困難を抱える子ども家庭を支援するため、ショートステイやトワイライトステイ等の子育て支援の取り組みを積極的に行う。
- ② 地域における専門的援助が必要な子どもや家庭に対する支援が展開できるよう、施設の特性を生かした相談援助機能を充実させ、児童家庭支援センターの設置を検討していく。

#### (7) 継続的支援と連携アプローチ

- ① 園内での養育にとどまらず、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、退園後に子どもが「自立」するまでのアフターケアなど、入所前の状況等も踏まえ、その始まりからアフターケアまで一貫性のある養育と継続的な支援に努める。
- ② 学校、幼稚園、児童相談所、市町村、民生児童委員、医療機関などの様々な社会的養護の担い手と連携を密にし、職員全員がそれぞれの専門性を発揮し、社会全体での子育てに努める。

#### (8) ライフサイクルを見通した支援

- ① 社会的養護は、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返される子育てのサイクルへの支援が求められており、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていくような支援を心掛ける。

#### (8) その他

- ① 職員は、子どもを指導するに当たり、身体的苦痛や人格的辱めを加えるなど、懲戒権の乱用となる行為を行わない。また職員は、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他の子どもの心身に有害な影響を与える行為を行わない。
- ② 職員は、子ども達や親が抱える多様なニーズや発達課題に対し、知識・技術・経験に裏打ちされた支援を行うため、専門的知識・援助技術の習得に努める。
- ③ 地域の福祉ニーズに基づく公益的な取り組み、地域住民との交流、施設機能の解放などを通じ、地域に開かれた施設作りを行う。
- ④ 外部委員による第三者評価を受審し、前回結果から更に充足率を高めていくよう取り組む。

## 9 分野別養護目標

### (1) 生活指導

- ① 集団生活の規律を守り、豊かな人間関係を学ぶとともに、生活意欲を高め自立向上を図る。
- ② 生活習慣の形成及び生活スキルの習得を図る。

### (2) 学習指導

- ① 入所する児童は学力が低いケースが多く、また学習の習慣が身につけていない

傾向が多くみられるため、外部の支援員やボランティアの協力を得ながら支援の充実を図っていく。

### (3) 食事指導

- ① 成長期に、極めて重要な栄養を考慮し、心身が健全に発達し、一人一人が年齢に応じた望ましい食習慣を身につけるようにする。
- ② 買い物、調理、片付けを通して、食品から料理になるまでの過程に関心を持ち、楽しく食事をとれるようにする。

### (4) 保健衛生指導

- ① 健康に関心を持ち、自ら健康保持増進に努めるようにする。また、肉体的な健康だけでなく精神的な健康にも目を向けるようにし、明るい生活ができるように配慮する。
- ② 年2回職員、幼児の健康診断を実施する。又、職員及び児童全員に毎月1回の細菌検査を行うとともに、予防接種も適宜、保護者の承諾のもとに実施する。児童の通院による毎日の服薬については、個人毎、服薬時間毎に仕分けし管理し、宿直職員が確実に服薬させることにより飲み忘れを防止する。

### (5) 余暇指導

- ① 運動をすることによる身体機能の向上及び協調性を養うとともに、後始末、手入れ、習慣を付けさせる。また、様々な地域活動に積極的に参加し社会性を養う。

### (6) 保育指導

- ① 安心、安全な環境の中で、基本的な生活習慣や態度を養うとともに、情緒を安定させ、心身の発達を図る。
- ② 幼稚園に通園し交流することで社会能力を高め、また、協調性、道徳心を養っていく。

### (7) 地域交流

- ① 施設が移転したことにより所屬地域が変更となったため、積極的に地域行事参加する等関係づくりに努め、地域の一員としての役割を担っていく。また、施設機能を開放し、地域と施設の相互交流を図っていく。

### (8) 少年消防クラブ

- ① 年間計画に基づいて活動に取り組む。
- ② 活動を通して防災と安全意識を高め、年齢相応の役割分担を学び、日々の生活の中に根付かせていく。

### (9) 児童会活動

- ① 児童の自主性と協調性を養うとともに、子どもの意向を尊重しながら生活について共に考え、より良い生活環境の構築に向けて積極的かつ自主的に取り組ませていく。

### (10) 交通安全

- ① 交通ルール、マナーを覚え守り、事故を起こさないようにする。

### (11) 環境整備

- ① 居住環境等の整理整頓をこまめに行い、常に清潔感を保ち、思いやりの心の高揚を図るとともに、潤いと活気に満ちた環境を醸成していく。
- ② 施設備品を丁寧に取り扱いさせることにより、物を大切にすることを養う。

### (12) 進路指導

- ① 中学、高等学校卒業後の進学や就職に向け、進路決定に向けて早期から取り組

みを始め、児童にとって有意義で目標のある進学・就職となる支援を行う。

② 保護者や関係機関と連携し、希望する進路の実現に務める。

**(13) 特別指導**

① 年間でのスポーツ活動を通して、児童の心身ともに健全な育成を推進していく。

**(14) アフターケア**

① 退園生が自立した生活を営み、維持継続できるよう、最終在籍ホーム職員と家庭支援専門相談員を中心に、家庭復帰した児童の家庭訪問あるいは電話連絡、自立して進学や就職した児童への訪問や職場訪問、電話連絡等を行いケアしていく。

② 退園生からの連絡や相談、訪問に対応し、問題を抱えている場合は解決に向けて支援する。

**(15) 家庭支援**

① 児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、親子関係の再構築等を図れるよう、児童相談所等関係機関と連絡調整を図りながら養育相談・指導を行う。

**(16) 個別対応**

① 被虐待児及び問題を抱えた児童に対し、個別面接や生活場面での1対1の支援を行い、心身の安定を図っていく。

**(17) 心理**

① 主に被虐待を理由に入所していて、学園や学校等で居場所の持ちにくい児童などを対象に、個別の心理療法を通して主体性の強化、生きる事への安心感や他者への信頼の回復などを旨す。

## 10 各ホーム運営方針

### スピカホーム

#### ◎支援目標

- 1 子ども自身が自分の力を感じ、自尊心を高めていく。
- 2 人と関わる中で、コミュニケーション手段の拡大を図っていく。
- 3 心身の健康な成長に努めながら、地域のなかで生活する。
- 4 様々な事に興味、関心を持ち、知的好奇心を持って生活する。

#### ◎具体的支援目標

- ① 子どもが学校、幼稚園で持ち帰ってきた作品を具体的に褒める事で、自分の力を感じ達成感に繋げていく。援助しながら、段階を踏んで自分で出来る事を増やしていきけるようにする。
- ② 小集団を利用し個別的な関わりの中でコミュニケーション手段の拡大をはかり、人とのかかわりを通じて対人関係を深め表現や社会性が身につくようにはたらきかけていく。
- ③ 子どもの疾病や特性を把握しておくと共に、子どもの様子の変化に常に気を配りながら関わる。感染症予防の徹底を図り、ホーム内の適切な環境の整備に努める。また、体調変化があった場合は早急に対応する。緊急対応が必要な際は速やかに他ホームや専門職に連絡をし、連携しながら対応する。
- ④ 子どもの好奇心は大切にしながら、ルールのもと危険が伴わない範囲内でやってみたいことをできる環境を作っていく。何でもやって良いのではなく危険が伴うことや人に迷惑をかけることは、どうしていけないか理由を添えて説明していく。子どもと一緒に活動する。「大人自身も楽しむ」という事を大事にする。

### シリウスホーム

#### ◎支援目標

- 1 児童の安全・安心を確保する
- 2 一人ひとりの児童が身体的、精神的、社会的に成長できるよう支援する

#### ◎具体的支援目標

- ① 「児童の安全・安心を確保する」  
日常的に虐待を受けてきた事により、精神的・身体的に負担を受けている事を忘れずに支援にあたる。
- ② 「一人ひとりの児童が身体的、精神的、社会的に成長できるよう支援する」  
安全、安心な場所で過ごすことにより正しい生活能力を見に付けさせ、成長できるよう支援にあたる。

## オリオンホーム

### ◎支援目標

- 1 思いやりの心を育てる
- 2 自立心を育てる
- 3 素直な気持ちを育てる

### ◎具体的支援目標

- ① 施設生活の中で、様々な特性を持った児童が生活している為、広い気持ちを持ち受け入れる心の余裕を持てるように、児童間の理解や話し合いを定期的に促し、生活し易い環境を作り上げる支援をする。日頃から様々な児童の特性や虐待からくる行動や心理的な不安定さについても理解し、児童に寄り添える支援に努める。
- ② アセスメントを丁寧に行い、その児童に必要な自立についてのスキルを身に付けられるように支援をしていく。児童自身が自立に向けて前向きに取り組められるように、一緒に考えサポートしながら、気持ち面での自立を促し、生きる力を育てる。特に中高生は社会自立を念頭に置き、自分の力で生活できるように、手伝いや職員の動きを普段から見て覚えられるように、職員自らのスキルアップも意識し職務に励む。
- ③ 虐待や不適切な関係性の環境で養育されてきたことから、大人に対して不安感が多く人間関係が上手に取れない児童が多くいる為、まずは児童に寄り添いニーズを把握しながら真摯に気持ちに向き合い、児童にとって必要な大人の存在になれるように関係性を築いていく。その中で、気持ちを素直に表現できる関係性を構築し、自由に気持ちの表現が出来、素直に気持ちを伝えられることで周りとの良い人間関係がつかれることを覚えられるよう支援する。

## ペガサスホーム

### ◎支援目標

- 1 子ども達が「安心・安全・自分の居場所」と思える環境作りをする。
- 2 自己決定力を養う。
- 3 自然にお互いを思い合う心を育てる。 また、お互いに学びの場とする。

### ◎具体的支援目標

- ① 発達障害や愛着障害など、それぞれの子どもの特性・個性を理解し、否定をするのではなく、まずはそれがその子の普通なのだと受け止める。その後、一人ひとりに適した支援をホーム職員が一貫して行い、自立等に向けて社会に適応出来る子へと導いていく。また、自己肯定感を養っていくと共に、環境整備にも力を入れ、我が家と感じられるホーム作りを目指す。
- ② 職員主体での生活ではなく、子ども主体の生活を継続していけるよう、常にオープンクエスションを取り入れ、職員との意見をすり合わせた上で決定へと導いていく。

自立等の為に、自分の考え・意見を持つこと、発言すること、決定され実施されること、この体験を繰り返す中で、決断する自信が付くよう支援していく。

- ③ 「相手の気持ちを汲める人」になれるよう、日々の関わりの中で相手の気持ちを代弁し、認知することで相手を思える心を育てていく。また、縦割りホームであり、年齢層が様々であることから、年下児は年上児の良いところを意欲的にまね出来るように、向上心を養わせていく。さらに年上児には年上としての自覚を持ち、責任感が育つように支援していく。

## みずきホーム

### ◎支援目標

- 1 家庭的な雰囲気の中で、愛着形成を図る。
- 2 心身ともに安全が確保され、安心して生活出来る環境の整備に努める。
- 3 地域との関わりを大切にし、積極的に地域活動に参加する。

### ◎具体的支援目標

- ① 子ども間、職員間、子どもと大人などの会話等コミュニケーションを大切にしながら、ニーズを敏感に察知し、適切にニーズに応じていく。また、お互いを尊重できる心を養う。
- ② 身体的疾病には、適切に対応する事とともに、その予防の徹底を図る。  
普段から子どもの様子や情緒等を把握し、職員間で共有しながら、ささいな子ども達の様子の変化に気を配る。また、それに応じて医療的ケア等適切に対応していく。
- ③ 地区民運動会や花巻市清掃活動等の地域活動や町内会の総会等に参加、普段から地域の人達への挨拶等地域の一員としての意識を持つ。

## 明光園

### ◎支援目標

- 1 子どもと大人が互いに助け合える、良好な関係の取り方を学ぶ
- 2 習慣や規範を守り、地域のなかで生活する
- 3 心身の健康的な成長に努める
- 4 食を通じたコミュニケーションを大切にする

### ◎具体的支援目標

- ① 生活の中での会話を大切にしながら、子どもも大人も互いに意思を尊重しあう関係を目指す。子ども間、職員間においても相手の良さに目を向けた関わり方と、コミュニケーションを大切にする。  
子どもの成長を願い、ともに成長しようとする大人であることを目指す。
- ② 地域住民の一員という意識を持ち、自分の周りに関心を向けて生活を送る。ホームの全員が地域の決まりや秩序を守る大切さを意識する。本園とは違う行政区となるた

め、地区内での連絡体勢をしっかりと整え、資源回収等には出来る範囲内で積極的に協力する。

- ③ 子どもの疾病や特性を把握しておくと共に、子どもの様子の変化に常に気を配りながら関わる。感染症予防の徹底を図り、ホーム内の適切な環境の整備に努める。また、体調変化があった場合は早急に対応する。緊急対応が必要な際は速やかに本園に連絡をし、連携しながら対応する。
- ③ 食事の場面が、学校や日常の出来事や悩みを聞き、語り合える空間を作る。味付け、盛り付け方に工夫を凝らし、「食べること」を通して行われるコミュニケーションが、心地よいものになるように努める。